

NEW

令和2年度広島県高等学校等奨学金（入学準備金・修学奨学金）



# 予約奨学生募集のご案内

広島県高等学校等奨学金（入学準備金・修学奨学金）は、経済的理由により修学が困難と認められる者を対象に、必要な経費の一部を貸し付ける制度です。予約奨学生募集は、来春、高等学校等への進学を希望する中学校等3年生等を対象に実施し、貸付対象者の決定（内定）を行うものです。

**貸付けを希望される方は、各中学校等へ申し出て、学校が定める期限内に申し込んでください。**

「入学準備金」は、今回の募集から新設された制度です。「修学奨学金」と併せて借りることも可能！

## 1 奨学金の内容

### (1) 貸付額・時期等

| 貸付金の種類 | 貸付額   | 貸付時期     | 貸付期間           | 貸付利息 |
|--------|---|----------|----------------|------|
| 入学準備金  | 5万円・10万円・15万円の中から、選択した金額<br>※国公立、自宅・自宅外の別は問わない。                 | 入学前に一括   | —              | 無利息  |
| 修学奨学金  | 国公立 自宅 18,000円/月、自宅外 23,000円/月<br>私立 自宅 30,000円/月、自宅外 35,000円/月 | 入学後毎月（※） | 在学する学校の標準の修業年限 |      |

（※）修学奨学金の貸付けは、令和2年4月に高等学校等への進学を確認した後、令和2年5月以降から開始します。

### (2) 償還

**本奨学金は、給付ではなく貸付けです。将来必ず、全額を返していただく必要があります。**

※ 大学等に進学した場合などは、申請により在学期間中の償還が猶予できる場合があります。

## 2 応募資格

次の要件のすべてを満たす方が対象となります。

- ① 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校高等課程（修業年限2年以上のものに限る。）へ進学しようとしていること。
- ② 保護者等が広島県内に住所を有すること。
- ③ 経済的理由により修学が困難であること。

申請者の属する世帯の父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者の年間の全収入額が、収入基準額（別に定める額）以下であること。

（4人世帯の例）給与収入：約665万円以下、給与以外所得：約291万円以下

※ 全収入額には、非課税収入（児童扶養手当、年金〔遺族年金等含む〕、失業給付金等）も含まれます。

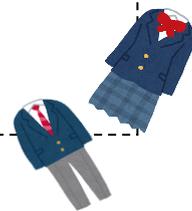
※ 収入基準額は、家族構成等により異なります。（上記の収入金額は目安です。）

- ④ 学習状況が良好であること。
- ⑤ 同種の奨学金等を借り受けていないこと。

修学奨学金は、次のものと同時に借り受けることはできません。

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金
- ・ 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程別修学奨励金
- ・ 生活福祉資金（教育支援資金のうち教育支援費）
- ・ 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費

入学準備金は、入学準備に係る同一の用途で、母子及び父子並びに寡婦福祉法による就学支度資金又は生活福祉資金（教育支援資金のうち就学支度費）と同時に借り受けることはできません。（別の用途であれば、同時に借り受けることも可としています。）



## 3 申請の手続・審査結果のお知らせ

- 申請手続は、学校を通じて行います。必要書類は各中学校等にありますので、申請を希望する場合は、担任の先生や事務室等に申し出てください。
- 審査結果は、12月中旬以降に学校を通じてお知らせします。

裏面へ続く

#### 4 提出期限（中学校等 ⇒ 県教育委員会への提出期限）

|       | 奨学金の種類       | 提出期限           |
|-------|--------------|----------------|
| 一次締切り | 入学準備金, 修学奨学金 | 令和元年 11月11日(月) |
| 二次締切り | 入学準備金のみ      | 令和2年 1月14日(火)  |

左の表の提出期限は、  
中学校等⇒県教育委員会への提出  
期限です。  
貸付けを希望する場合は、申請書  
等を、中学校等が定める期日まで  
に、中学校等へ提出してください。



#### 5 申請から貸付けまでの流れ（入学準備金は、一次締切りの場合を想定）

| 年月    | R1. 10 | 11 | 12     | R2. 1 | 2      | 3  | 4      | 5      | 6 |
|-------|--------|----|--------|-------|--------|----|--------|--------|---|
| 入学準備金 | 申請     |    | 内定結果通知 | 書類提出  | 合格報告 → | 貸付 | 入学書類提出 |        |   |
| 修学奨学金 | 申請     |    | 内定結果通知 |       |        |    | 入学書類提出 | 貸付開始 → |   |

#### 6 Q&A

Q この奨学金は、使い道が決まっていますか？

A 入学準備金は、入学の準備（制服や通学かばん、電子辞書等の購入や入学金の支払いなど）のための貸付けです。

修学奨学金は、在学中に必要となる学資金のための貸付けです。

Q 申請をしたら、必ず借り受けられますか？

A 申請をしても、必ず借り受けられるわけではありません。

収入基準などの要件を満たし、奨学生として決定されれば、貸付けを受ける権利を得ることとなります。

Q 高校等へ入学後、入学準備金を借り受けることはできますか？

A いいえ、できません。入学準備金は、上記4で記載している提出期限までに申請がなければ、借り受けることはできません。

Q 入学準備金と、母子・父子・寡婦福祉資金の就学支度資金、又は、生活福祉資金（教育支援資金）の就学支度費を同時に借り受けることはできないのですか？

A 入学準備にかかる同一の使途でなければ、入学準備金と同時に借り受けることは可としています。

Q 入学準備金は、実際に入学する高校等に合格した後でないで借り受けられないのですか？

A いいえ、第2希望等の学校であっても、進学する可能性のある学校の合格報告書を提出すれば、その時点で借り受けられます。（最終的にこの学校に入学したかは、4月に「進学届」を提出することにより報告していただきます。）

（例えば、制服の購入に必要な経費を入学準備金と生活福祉資金等の双方から借り受けることは、同一の使途であるため認められませんが、入学準備金を借り受けてもさらに不足する経費について、生活福祉資金等から借り受けることは可としています。（生活福祉資金等が借り受けられることを保証するものではありません。）



御不明な点がある場合は、在学する中学校等 又は  
広島県教育委員会 教育支援推進課 企画調整係（082-513-4996）までお問い合わせください。